

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(涉外課)</p> <p>第7条 涉外課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) } (5) }</p> <p style="padding-left: 40px;">第2章の2 人事部</p> <p>(人事企画課)</p> <p>第7条の2 <u>人事企画課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3章 企画部</p> <p>(企画課)</p> <p>第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 中期目標・中期計画及び<u>年度計画</u>に関すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(国際交流課)</p> <p>第10条 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 海外の大学等学術機関との交流に関すること (<u>教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属するものを除く。</u>)。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>国際交流会館</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>外国人研究者及び外国人留学生の在留資格認定証明書代理申請</u>に関すること。</p> <p>(8) } (9) } (略)</p> <p>(10) 大学の国際化の推進に関すること (<u>企画課及び教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属するものを除く。</u>)。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) その他国際交流に関する事務で企画課及び<u>教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属しない事務</u>を処理すること。</p> <p>(中 略)</p> <p>(学生課)</p> <p>第21条 学生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(涉外課)</p> <p>第7条 } (1) } (同 左) (2) <u>寄附金の受入れ</u>に関すること。 (3) } (4) } (同 左) (5) } (6) }</p> <p style="padding-left: 40px;">第2章の2 人事部</p> <p>(人事・労務課)</p> <p>第7条の2 <u>人事・労務課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(20) (同 左)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3章 企画部</p> <p>(企画課)</p> <p>第8条 } (1)～(4) } (同 左) (5) 中期目標・中期計画に関すること。 (6)～(10) (同 左)</p> <p>(国際交流課)</p> <p>第10条 } (1)・(2) } (同 左) (3) 海外の大学等学術機関との交流に関すること。 (4)・(5) } (6) } (同 左) (7) }</p> <p>(8) 大学の国際化の推進に関すること (<u>企画課の所掌に属するものを除く。</u>)。</p> <p>(9) (同 左)</p> <p>(10) その他国際交流に関する事務で企画課の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(学生課)</p> <p>第21条 } (1)～(3) } (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(4) その他教育推進及び学生支援に関する事務で、厚生課、教務企画課、<u>国際教育交流課及び入試企画課の所掌に属しない事務</u>を処理すること。 (厚生課)</p> <p>第22条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。 (1) (略) (2) 学生のアルバイトの<u>あっ旋</u>に関すること。 (3)～(6) (略) (教務企画課)</p> <p>第23条 教務企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (5) <u>博士課程教育リーディングプログラムその他教育関連補助金に関すること</u>。 (6) } (略) (7) } (国際教育交流課)</p> <p>第24条 <u>国際教育交流課においては、次の事務をつかさどる</u>。 (1) <u>国際教育交流に関する事務に関し、総括し、及び連絡調整すること</u>。 (2) <u>外国人留学生の受入れに関すること</u>。 (3) <u>学生の海外留学に関すること</u>。 (4) <u>その他国際教育交流に関する事務で他に属しない事務を処理すること</u>。 (中 略) 第7章 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第26条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) (3) 競争的資金等の適正管理に関すること(公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。) (4)～(6) (略) (7) 競争的資金等の獲得に係る企画、立案等に関すること。 (8) <u>寄附金の受入れに関すること</u>。 (9) (略) (中 略) 第9章 公正調査監査室 (公正調査監査室)</p> <p>第29条 公正調査監査室においては、次の事務をつかさどる。 (1) 競争的資金等の適正管理に関すること(研究推進部研究推進課及び不正防止実施本部事務室の</p>	<p>(4) <u>学生の就職及びインターンシップに関すること</u>。 (5) その他教育推進及び学生支援に関する事務で、厚生課、教務企画課及び入試企画課の所掌に属しない事務を処理すること。 (厚生課)</p> <p>第22条 } (同 左) (1) } (2) 学生のアルバイトの<u>あっせん</u>に関すること。 (3)～(6) (同 左) (教務企画課)</p> <p>第23条 } (同 左) (1)～(4) } (5) } (6) }</p> <p>第24条 削除</p> <p>第7章 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第26条 } (同 左) (1)・(2) } (3) 競争的<u>研究費</u>等の適正管理に関すること(公正調査監査室及び不正防止実施本部事務・DX推進室の所掌に属するものを除く。) (4)～(6) (同 左) (7) 競争的<u>研究費</u>等の獲得に係る企画、立案等に関すること。 (8) <u>寄附講座及び寄附研究部門に関すること</u>。 (9) (同 左)</p> <p>第9章 公正調査監査室 (公正調査監査室)</p> <p>第29条 (同 左) (1) 競争的<u>研究費</u>等の適正管理に関すること(研究推進部研究推進課及び不正防止実施本部事務・D</p>

改正前	改正後
<p>所掌に属するものを除く。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) ハラスメントに関すること(総務部人事課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>第9章の2 不正防止実施本部事務室</p> <p>(不正防止実施本部事務室)</p> <p>第29条の2 不正防止実施本部事務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 競争的資金等の不正防止に係る必要な企画立案及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第10章 その他</p> <p>第30条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長又は不正防止実施本部事務室長が定める。</p>	<p><u>X推進室</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(6) ハラスメントに関すること(人事部人事・労務課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>第9章の2 不正防止実施本部事務・DX推進室</p> <p>(不正防止実施本部事務・DX推進室)</p> <p>第29条の2 不正防止実施本部事務・DX推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 競争的<u>研究費</u>等の不正防止に係る必要な企画立案及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>デジタルトランスフォーメーション(DX)推進に関すること。</u></p> <p>第10章 その他</p> <p>第30条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長又は不正防止実施本部事務・DX推進室長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年6月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>